

■よくあるお問い合わせ

Q. 変更届はいつまでに提出すればよいですか。

A. 変更事由が生じた場合、速やかに提出して下さい。

令和3・4年度の「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務等」の入札参加資格の有資格者については、令和5年5月31日までは紙申請での変更届も必要です。

Q. 令和5・6年度の入札参加資格申請の申請後に生じた変更について、変更届はいつ提出すればよいですか。

A. 「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務等」については令和5年6月1日以降、「物品及び役務の提供等」については令和5年4月1日以降に電子申請により手続きしてください。

変更届の申請書(Excel)は、矢掛町公式ホームページからダウンロードしてください。
なお、変更届にはシステム利用料は必要ありません。

Q. 建設業許可を更新した場合、変更届は必要ですか。

A. 必要です。

変更届の申請書(Excel)の「D.建設工事 業種情報」(1)から(3)に入力の上、「建設業許可通知書」の写し、又は「国土交通省が運用する『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』(<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>)の必要ページを印刷したものを添付してください。

いずれの場合も、発行年月日が3ヶ月以内のものに限ります。

Q. 経営事項審査申請を更新した場合、変更届は必要ですか。

A. 必要です。

変更届の申請書(Excel)の「D.建設工事 業種情報」(4)から(6)に入力の上、新たな「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付して下さい。

Q. 商業登記簿謄本について、「履行事項全部証明書」と「現在事項全部証明書」のどちらを提出すればよいですか。

A. 「履歴事項全部証明書」を提出してください。

Q. 代表者の身分証明書の提出は必要ですか。

A. 個人事業者は提出する必要がありますが、法人事業者は必要ありません。

Q. 各種証明書等は複写でも構いませんか。

A. 複写でも構いません。

Q. 新規申請時に登録した希望業種の順位や内容は、年度途中で変更、追加することができますか。

A. 今回の入札参加資格審査の有効期間中は変更、追加することができません。

ただし、許可業種の変更により取下げをする場合は、変更届を提出してください。

Q. 登録職種（業種）の資格の取下げをする場合、様式はありますか。

A. 変更届の申請書（Excel）の「その他」の欄に、「資格の取下げ」と記載した上でご提出下さい。

Q. 入札参加資格登録の廃止をする場合、どのような手続が必要になりますか。

A. 変更届の申請書（Excel）の「その他」の欄に「登録の廃止」と記載し、簡単に理由を記載して下さい。また、その事実が確認できる書類（登記簿謄本等の写し）を添付して下さい。